石綿による肺がんの医学的判定に関する 施行通知の一部改正について

1 改正の背景

石綿による肺がんの医学的判定については、平成 2 0 年の法改正以前においては、平成 1 8 年 3 月 1 3 日付け環保企発第 060313003 号、法改正後においては、平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日付け環保企発第 081021002 号により、また、平成 2 2 年の追加疾病に関する政令改正後については、平成 2 2 年 6 月 1 0 日付け環保企発第 100610001 号により運用してきたところであるが、いずれについても、原発性肺がんを石綿起因であると判定する肺内の石綿繊維の量について、「石綿繊維 500 万本(2 μ m超)」と記載されていた。

これは、平成 18 年 2 月に取りまとめられた「石綿による健康被害に係る 医学的判断に関する考え方」報告書及び平成 18 年 3 月の中央環境審議会の 答申の記載を踏襲するものであったが、救済制度における医学的判定においては、関係文献(ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート(1997))で まとめられた所見に鑑み、制度発足当初より医学的所見である「石綿繊維 500 万本(1μ m超)」として取り扱ってきたことから、この度運用実態に合わせ、施行通知を一部改訂した。

2 改正の内容

別紙(施行通知の写し)の通り



環保企発第 110317005 号 平成 2 3 年 3 月 1 7 日

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部:



認定に係る医学的判定の一部改正について

60

平成22年6月10日付け環保企発第100610001号別紙の第4の2の(4)の②のイ中、並びに別添判定様式第2号中、第3号中、及び第6号中の「 $2\mu m$ 超」を「 $1\mu m$ 超」に改める。